

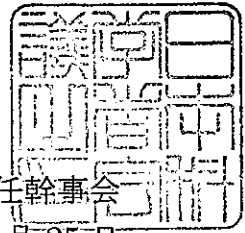
日本学術会議 会長 大西 隆 殿

同「安全保障と学術に関する検討委員会」 委員長 杉田 敦 殿

日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」への意見表明と要望

日本科学者会議常任幹事会

2017年1月25日



日本科学者会議全国常任幹事会は、大西隆日本学術会議会長および「安全保障と学術に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）杉田敦委員長宛に、昨年7月30日付け文書で、申入れを行った（資料1参照）。この申入れがどのように扱われたのかは知る由もないが、第8回検討委員会には民主主義科学者協会法律部会理事会の「意見表明と要望」の場合には参考資料として検討委員会で配布された。日本科学者会議も同じ「日本学術会議協力学術研究団体」であり、同様の扱いを望むところである。

1. 日本科学者会議について

日本科学者会議は1964年に創設された学術団体で、代表幹事には益川敏英（ノーベル賞受賞者、名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構長、京都大学名誉教授、物理学）、大日方純夫（早稲田大学教授、歴史学）、朴木佳緒留（神戸大学名誉教授、教育学・ジェンダー論）の3人が就任している。本会は文系、理系、医歯薬系、農系、工系のすべての分野の研究者を網羅する会員からなる総合的な学術研究団体で、人類の平和と福祉に貢献する科学の発展を追求するとともに、科学者の社会的責任を探求し、その実践に取り組むことを目的とする、世界的にもユニークな組織である。

2. 7月3日付け日本科学者会議の申入れについて

さて、昨年7月3日付け文書による本会の申入れの骨子について以下に触れておく。

申入れでは「貴会議は、広く科学者の総意を把握し、それを政策に反映させるべく政府への勧告権を有している政府機関と承知しています。今次の課題は、全分野の科学者が強い関心をもって、自らの意見を寄せるべき重要事項です。そのため、科学者や国民の疑問や要望を踏まえ、委員会で広く、深く徹底的に審議されることが肝要と考えています。」として、以下4点について要望した。

1. 第135回総会で確認された「公開の原則」を委員会の審議すべてについて順守されること、とりわけ傍聴制限などが起きないように開催場所等に配慮されること。
2. 委員会の議事録・概要・確認事項等は可及的速やかに公表されること。
3. 委員会を東京だけでなく札幌、仙台、名古屋、京都(大阪)、広島、福岡等各地で開催するよう配慮され、多くの科学者に傍聴の機会を保障すること。また、広く科学者の意見を聴取し、委員会の議論に反映させていくため、会員・連携会員以外の科学者の意見を聴取するため、公聴会を各地で開催されること。
4. 公開シンポジウムの開催等、ひろく科学者、国民の声が反映される方途を追求されること。

これらの要望について貴会の反応は不明だが、申入れに関わってみれば

1. は、2月4日の入場制限以外は問題なく行われてきていることに敬意を表する。そこで2月4日の250人しか入らない会場では、日本学術会議会員の相当数の入場を考えると、一般の参加者数はどの程度のものか心細い状況である。申し入れの時期が迫っているため変更は無理と考えるが今後配慮を願う。

2. については毎回すみやかな公表に敬意を表する。

3. 4. については以下に改めて要望する。

3. 広範な研究者に討議を広げるべき重要事項

安全保障と学術に関する問題はいうまでもなくきわめて重要な問題であり、その結論および結論の提示は、日本の学術研究体制そのものに大きく影響を与えることになる。「中間とりまとめ」は2月4日のフォーラムを経て、4月の総会で決定の運びとなるようであるが、問題の重要性に鑑み、その決定は「草案」とし、これまでの議論の積み上げをもとに、実りあるディスカッションを展開すべきである。すなわち、1回のフォーラムにて議論を終わらせることなく、広範な研究者を巻き込む討論の場の設定を行うべきである。したがって、検討委員会のまとめと総会での結論は広く一般の大学人や研究者に討議を呼びかける案文とし、広範な研究者に討議を広げることを強く要望する。

4. 「とりまとめ」——両論併記にならないよう

8回にわたる委員会開催、15人の委員および参考人等（延べ8人）による真摯な討議と資料および膨大な発言集約の努力に敬意を表する。しかし、なお議論の不足や深めてもらいたい諸点がある。また、なによりも「中間とりまとめ」に付せられた細目の列挙の取り扱いが両論併記のような形になることのないように強く要望する。

5. 名宛人について

「中間とりまとめ」が出されたが、検討は尽くされたのか、疑問が残る。

第8回の検討委員会になってすら、大学人だけにむけたものなのか、民間企業や防衛省の研究者は除外すべきなのか否かを蒸し返す意見が出されていた。もっとも公的研究機関は、大学とは違って、「国策を遂行することが業務」という雰囲気も強まっており、防衛大綱等からくる軍事研究への取り組みは強まることになる。したがって、大学人だけを対象に議論してはならない。

この委員会でも度々引き合いに出されてきた『科学者の行動規範』には「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。」と規定されている。『科学者の行動規範』との整合性のない見解について取り上げるとすれば、『科学者の行動規範』がいう科学者とは何か疑問なしとしない。

6. 学問の自由と大学の自治、研究の公開原則

学問の自由と大学の自治、研究の公開の原則の不可分一体性の見地からの議論を深める必要がある。それは単に公開すればよいという問題ではないからである。この度、防衛省側は「公表を制限することはない」「特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはない」「研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはない」（第8回検討委員会資料4）ことを表明したが、防衛省のプログラム・オフィサーの管理下に置かれた研究は、大学の自治、研究の自由といかに関わるのか議論は詰められていない。また、特定秘密を研究受託者に提供することはないと公募要綱に記すとは表明したが、公募要綱が特定秘密法に優先することはないことも明瞭である。

7. 日本学術会議法の前文にふれて

日本学術会議法は大きく変更されているが、前文の「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」は、賢明にも現行法に残されてい

る。ここでいう「科学者の総意」は大学人だけの総意でないことは、自明である。検討委員会が「科学者」に限定的な意味を付与してはならないことを、本会は指摘するものである。

8. 問われなかった「安全保障技術研究推進制度」はいかなる環境で登場したか

第1回検討委員会で大西会長は設置経緯にふれて「その後いろいろな日本国内における条件変化というものもあるので、現段階でこうした声明、考え方をどう捉えるのかというのは、当然ながら論点の1つで軍事的利用と民生的利用、あるいはデュアル・ユースという問題、これがもう一つの論点」（「第1回速記録」より）と述べていた。しかし、委員会でも指摘があった日本経済新聞の大西会長発言（2016年11月28日朝刊）では「防衛省が昨年から‘安全保障技術研究推進制度’を設け、大学などの研究者も応募できる競争的資金を導入したことが契機だ。防衛装備に関係した研究課題への取り組みを求める制度についてどう考えるべきか、研究者や大学などから倫理に関わる問いかけがあり、日本学術会議の見解が求められていると考えた。」と、検討委員会設置が、安全保障技術研究推進制度を契機としていたことを率直に述べている。おそらく日本学術会議全体の認識も同じであろう。もしそうであるなら「国内の条件変化」とは何かを歴史的・学術的に解明する作業が、また「安全保障技術研究推進制度」設置の背景を検討する現状認識の作業が不可欠であったと考えられるが、防衛省関係者のこの制度への説明はあったものの、この分野の専門家の意見は出されていず、設置背景の議論は尽くされていない。

日本科学者会議は昨年12月26日に事務局長談話（資料2参照）を発出し、この点について次のように指摘した。

「この背景には、2013年の‘国家安全保障戦略’、新たな‘防衛計画の大綱’‘中期防衛力整備計画’の策定、2014年に武器輸出三原則を防衛装備移転三原則にかえ、2015年には新日米防衛協力のための指針をもうけ、日本を世界で戦争ができる国につくりかえ、宇宙・サイバー空間の軍事化をはかり、日本の高度な最先端科学・技術を軍事生産システムの中に恒常的に取り込む軍産官学の一体化を構築しようとする狙いがあるといえる。加えて兵器の国際共同開発路線に米軍の傘下で追従し、米軍に貢献しようとする卑屈な狙いも込められているとあってよいだろう。

第二次安倍政権になってから、日本の防衛（軍事）予算は増加に転じ、本年に続き来年度も5兆円を突破する予算を計上し、戦争をする国づくりの基盤整備に邁進している。この8月には‘防衛技術戦略’、‘将来無人装備に関する研究開発ビジョン’、‘中長期技術見積もり’の文書を提起し、おおむね20年後までの日本の主要な防衛装備品（武器）を想定し、その研究開発ビジョンを明らかにしたが、この制度が求める研究課題はまさしくこの一連の文書に出てくる兵器開発の課題と合致している。」

政府は、高齢者や弱者をかえりみず社会福祉を切り下げ、防衛費の突出をはかる予算編成をなした。社会福祉予算を抑制しても防衛予算の増額が必要なのか否か、社会福祉を希求する日本学術会議としては、この問題について専門家の見解を示すことが不可欠ではなかったか。今年度は応募者が半減したにもかかわらず、来年度政府予算案はこの制度に110億円もの予算を計上している。このような高額で遇される制度の真の狙いとは何かを、社会科学的に解明することが急務ではないだろうか。政府の政策を無批判に受け入れるのではなく、上記のような批判的検討を加えた上で、この制度が妥当なのか否か判断することが必要であり、とりわけ、基礎研究推進、民間使用推進を謳うのに、なぜ、防衛省が募集を行うのかの解明は避けて通れないものである。また、日本の科学研究費制度、競争的研究基金制度とは異なる枠組

みを導入することによる、学術研究体制への影響について、突っ込んだ議論が不可欠であると考えられる。これには池内参考人や小沼参考人の見解が示された。だが、「防衛研究は必要」だとする立場の違いが対置され、安全保障技術研究推進制度の本質を検討するのではなく、「立場の違い」にすりかえられてしまっている。

小林委員が指摘したように、防衛省予算で行われる研究は防衛（軍事）目的であることに疑いがなく、「中長期技術見積り」では「その成果は優れた将来の装備品の創製のための研究開発において効果的・効率的に活用していく」と率直な見解が述べられている。2016年5月に自由民主党政務調査会はこの制度に100億円の研究費を要望し、8月には防衛省「防衛装備・技術政策に関する有識者会議」が「予算については、装備品への活用が見込まれる大学等における将来有望な芽出し研究を育成するために、安全保障技術研究推進制度の拡充も含め、研究開発予算の更なる充実を図る必要がある。」としている。制度導入に当たった政府与党による、これらの生々しい意思表明も十分考慮に入れて、制度そのものの存廃をも議論すべきであったと考える。これは国論を二分した安全保障解釈の問題ではなく、日本の学術研究体制に関わる問題としてその影響のある部分について検討がなされるべき問題であったと見え、さらなる検討を要望する。

9. 総合科学技術・イノベーション会議と第5期科学技術基本政策

「第5期科学技術基本計画」（2016.1）には、はじめて防衛課題が重要課題として明記された。防衛省は、研究態勢の進展と称して、文科省のFIRST、ImPACT、SIPプログラムを取り込むことを公然と述べている。一方、総合科学技術・イノベーション会議（以下「SCTI」と言う。議長：安倍首相）に防衛大臣を参画させると安倍首相は指示している。いうまでもなく、「科学技術基本法」は、日本の科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、という目的を掲げてきたはずである。その推進のために「総合科学技術会議（現 SCTI）」が設置されたのであるが、安倍首相は産業競争力強化に邁進する組織へと舵を切り、軍事研究シフトを敷きさえたのである。SCTIは科学技術に関する全省庁の司令塔であるから、軍産学にとどまらず軍産学官の複合体を形成し軍事路線を強化しようとしている、という見方が成り立つ。したがって、安全保障技術研究制度は単に「軍事研究への研究費配分」問題ではなく、日本の科学・技術の未来に関わるといえる。この点の検討を加えることも、日本学術会議の見識として不可欠である。

日本科学者会議は、日本の科学・技術政策に重大な影響を与える本制度の撤廃を強く求めている。

付言すれば、総合科学技術・イノベーション会議では防衛課題を重大な課題としていることは上述のとおりであり、SCTIの議員としての大西会長は、防衛研究は許されるとの発言をこの検討委員会の内外で繰り返しており、日本学術会議会長としての利益相反行為に当たることを疑わざるを得ないが、この点の検討もまたなされていない。

10. 主張の言い放しと討議の到達点

一例をあげるなら、第7回で説明があった井野瀬委員の「学術会議（ママ）声明をめぐる議論からの展望」は日本学術会議創設時の国内外の状況や1950年、1967年の声明を理解する好材料であった。しかし、同委員の発言は5分程度の時間しかなく、それを受けての突っ込んだ議論もなされずじまいであった。この議論こそ「条件変化」の議論を深めるきっかけとなったはずである。

また小松委員の「安全保障と学術に関して」も「中間とりまとめ」に異論を唱える核心部分ではあったが、同様に5分の発言と時間切れでディスカッションを深めることはできなかった。この問題こそ、安全

保障に関する専門家の学術的な掘り下げた議論が不可欠であったが、専門外の方の意見陳述で終わってしまった。かつて取り沙汰された「戸締り論」は多くの憲法学者らによって論破されて来た問題であったことも想起されるべきである。

こうした大事な議論が言い放しの議論で終わり、ディスカッションの到達点が示されていない点が「とりまとめ」の弱点となっている。

このことから、これまでの議論の積み上げをもとに、実りあるディスカッションを展開すべきであると考え、先に述べたことだが、以下のことを改めて要望しておく。1回のフォーラムに終わらせることなく、広範な研究者を巻き込む討論の場の設定を強く要請する。したがって、検討委員会のまとめと総会での結論は広く一般の大学人や研究者に討議を呼びかける案文とし、広範な研究者に討議を広げるべきだと考え、その実現を強く要望する。

11. 日本学術会議の検討委員会の役割

戦後日本のアカデミアの伝統ともいえる「軍事研究をしない」との精神や倫理観が、一般の研究者、特に若手研究者に十分受け継がれていない側面があることを考慮に入れ、若い世代にも理解可能な議論の工夫が求められる。このような検討の機会に若手研究者や学生たちとのフォーラムを開催し、理解を深める作業が不可欠である。是非、そのような企画・活動を行うよう要望する。

12. おわりに

- (1) 科学・学術の役割（人類全体への貢献と文化の発展…）と科学者としての矜持はいかにあるべきかであるが、『科学者の行動規範』はそもそも科学者がいかに襟をただすべきかの規範ではなかったのだろうか。それにもかかわらず、科学者の襟をいかにただすべきかの検討が必要だとするならば、『科学者の行動規範』の見直しを求めるものである。
- (2) 軍事研究の弊害を掘り下げること、『科学者の行動規範』にある両義性（デュアル・ユース）の議論を見直すべきであり、デュアル・ユース論の欺瞞性を指摘するものである。
- (3) 「基礎研究だ」、「民生用にもなる」というなら、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の予算 110 億円はその全額を他省庁に分け、基礎研究の費用として使用すべきと勧告すべきである。
- (4) 日本学術会議の 1950 年と 1967 年の声明の堅持と再確認は不可欠だが、かつて日本物理学会が直接の軍事（兵器）研究でなければ認めるとして、軍事研究はしないとした声明を換骨奪胎した轍を踏んではならない。
- (5) 大西会長は検討委員会の内外で「防衛のための研究は許される」とする見解を執拗に展開している。第 8 回検討委員会では「軍事研究」の用語法を拒否し、執拗に「安全保障技術研究」を主張していた。第 1 回目からまさしく軍事研究にかかわって科学者はいかにあるべきかを検討してきた事実を、このような本質を隠す表現で曖昧化すべきではない。「中間とりまとめ」を反故にするような介入がいやしくも会長によりなされてはならない。

以上を要するに、要望として第 2、3、4、10、11、意見表明として第 5、7、9、要望および意見表明として第 6、8、12 の各項目について検討を申し入れるものである。また「まとめ」（改訂版）が出されたので、「まとめ」（改訂版）に対する日本科学者会議事務局長の申し入れ（意見表明と要請）を別途したのでそちらも検討いただきたい。

以上

【資料1】

日本学術会議 会長 大西 隆 殿

同「安全保障と学術に関する検討委員会」 委員長 杉田 敦 殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」への申し入れ

日本科学者会議常任幹事会

2016年7月3日

科学者を代表する政府機関としての日本学術会議の活動に対し、敬意を表します。

貴会議においては、1950年と1967年の2度にわたって、日本の科学者・研究者は「軍事研究は行わない」旨の声明を出されています。これは「日本の科学の自主的・民主的発展」を願って1965年に結成された私たち日本科学者会議の理念に合致するものであり、貴会議の2つの声明を積極的に支持することを宣言してきました。

政府は、2014年4月の「武器輸出三原則」の撤廃、昨年7月の「集団的自衛権」容認の閣議決定、9月の安全保障関連法案の成立により、我が国の憲法の従来解釈に全く反した施策を次々と強行してきました。こうした状況の下で、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」により、大学等の研究機関や企業に対する競争的資金の供与を2015年度から始めました。昨年度は会長が学長である大学をはじめ4大学を含む9研究課題3億円を採択しました。「安全保障技術研究推進制度」予算は2016年度には倍額となり、今後更に増額されようとしています。

こうした背景のもと、学術会議は「近年、軍事と学術とが各方面で接近」し、「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難」と認識され、「安全保障と学術に関する検討委員会」（以下、「委員会」という）は「50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか」など5つの審議課題を設定され検討されると伺っています。

貴会議は、広く科学者の総意を把握し、それを政策に反映させるべく政府への勧告権を有している政府機関と承知しています。今次の課題は、全分野の科学者が強い関心をもって、自らの意見を寄せるべき重要事項です。そのため、科学者や国民の疑問や要望を踏まえ、委員会で広く、深く徹底的に審議されることが肝要と考えています。

したがって、私たちは会長及び委員会に以下のことを要望いたします。

記

1. 第135回総会で確認された「公開の原則」を委員会の審議すべてについて順守されること、とりわけ傍聴制限などが起きないよう開催場所等に配慮されること。
2. 委員会の議事録・概要・確認事項等は可及的速やかに公表されること。
3. 委員会を東京だけでなく札幌、仙台、名古屋、京都(大阪)、広島、福岡等各地で開催するよう配慮され、多くの科学者に傍聴の機会を保障されること。また、広く科学者の意見を聴取し、委員会の議論に反映させていくため、会員・連携会員以外の科学者の意見を聴取するため、公聴会を各地で開催されること。
4. 公開シンポジウムの開催等、ひろく科学者、国民の声が反映される方途を追求されること。

以上

【資料2】

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

防 衛 大臣 稲田朋美 殿

安全保障技術研究推進制度の撤廃を求めるとともに、
突出した防衛（軍事）予算の削減と大学の基盤的経費の拡充を求める

安倍政権は、2年前に防衛省内に「安全保障技術研究推進制度」（以下「ファンド」と略）を新設し、大学、独立行政法人の研究機関や企業等の研究者に呼びかけ、申請のあった将来軍備利用が有望な研究には研究費を配分する防衛装備品（武器）開発の推進を始めた。初年度は研究費総額3億円に対し、応募は109件（採択9件）であった。今年度は予算が倍増され6億円となったにもかかわらず、応募は44件（採択10件）と半減した。それにもかかわらず、防衛省は来年度予算を18倍の110億円に引き上げ、政府は満額を認める閣議決定を22日に行った。ここには日本のアカデミアを力づく（金力）でも防衛装備品（武器）開発に引きずり込もうとするきわめて横暴な魂胆が透けて見える。

この背景には、2013年の「国家安全保障戦略」、新たな「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」の策定、2014年の武器輸出三原則を防衛装備移転三原則にかえ、2015年には新日米防衛協力のための指針をもうけ、日本を世界で戦争ができる国につくりかえ、宇宙・サイバー空間の軍事化をはかり、日本の高度な最先端科学・技術を軍事生産システムの中に恒常的に取り込む軍産官学の一体化を構築しようとする狙いがあるといえる。加えて兵器の国際共同開発路線に米軍の傘下で追随し、米軍に貢献しようとする卑屈な狙いも込められているといつてよいだろう。

第二次安倍政権になってから、日本の防衛（軍事）予算は増加に転じ、本年に続き来年度も5兆円を突破する予算を計上し、戦争をする国づくりの基盤整備に邁進している。この8月には「防衛技術戦略」、「将来無人装備に関する研究開発ビジョン」、「中長期技術見積もり」の文書を提起し、おおむね20年後までの日本の主要な防衛装備品（武器）を想定し、その研究開発ビジョンを明らかにしたが、ファンドが求める研究課題はまさしくこの一連の文書に出てくる兵器開発の課題と合致している。

民生用に転用がきくとか基礎研究であるとか述べてはいるが、「その成果は優れた将来の装備品の創製のための研究開発において効果的・効率的に活用していく。」（「中長期技術見積り」）と本音が述べられている。本年5月の自由民主党政務調査会は100億円の研究費を、とぶち上げ、8月には防衛装備・技術政策に関する有識者会議が「予算については、装備品への活用が見込まれる大学等における将来有望な芽出し研究を育成するために、ファンドの拡充も含め、研究開発予算の更なる充実を図る必要がある。」とファンドにエールを送った。こうした後押しがあつて、110億円の満額予算が決まったといえよう。

一方、防衛技術戦略においては「政府全体の国家安全保障に資する技術政策の現状」の中で、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛整備計画に加えて、第5期科学技術基本計画をも加え、さらに総合科学技術イノベーション会議に防衛大臣が加わるよう安倍首相は指示を出し、科学技術基本法にもとづく科学技術基本計画までもが、防衛技術戦略の中に位置づけられている。

この制度と予算は、公募し受託研究を行うことになる研究者の「研究の自由」を軍の論理で否定し、束縛するだけでなく、その研究者の属する研究室、研究グループの研究や勉学を学生、院生までも縛ることに

なり、ひいては学部や大学全体の学問の自由、自治を侵すことになる。

このようにみえてくると、日本の教育・研究体制が防衛（軍事）研究によって大きく歪められる危険性を指摘せざるをえない。

防衛のため、自衛のためにはじまった戦争協力の苦い歴史を踏まえ、戦後の日本のアカデミアが守ってきた「軍事目的のための科学研究は行わない」誓いを守るために、われわれは安全保障技術研究推進制度の撤廃を要求するとともに、突出した防衛（軍事）予算に満身の怒りを込めて抗議するものである。

1. 「安全保障技術研究推進制度の撤廃を要求する。
2. 突出した防衛（軍事）費予算の削減を求めるとともに、削減経費を劣悪な環境下にある大学の基盤的経費に充当することを強く要求する。

2016年12月26日

日本科学者会議
事務局長井原聡

（連絡先）日本科学者会議

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15

御茶ノ水HYビル（茶州ビル）9階

Tel.03-3812-1472 Fax03-3813-2363

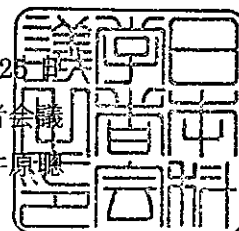
日本学術会議大西 隆会長殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」杉田敦委員長殿

2017年1月25日

日本科学者会議

事務局長井原聡



「審議経過の中間とりまとめ」（改訂版）に対する申し入れ（意見表明と要請）

はじめに

「中間とりまとめ」の改訂版が出されたので、日本科学者会議全国常任幹事会の「意見表明と要望」とは別に、本会事務局長が改訂版への申し入れ（意見表明と要請）をすることとしたのでご検討を願う。

1月23日に発表された日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会の「審議経過の中間とりまとめ」（改訂版）には「日本学術会議としての声明案を次期総会に向けて委員会として提案すべく審議を進めて行きたい。」とあった。改訂版では「本検討委員会の審議経過の中間とりまとめである。」となっており「声明」や「ガイドライン」、「結論」のようなものを出すのか否か、今後の取り扱いが不透明になった。2月4日開催の学術フォーラムで今後の取り扱いについて明示することを望む。

また「軍事研究」の用語が削除され、この用語使用に反対する意見を考慮して「軍事的安全保障研究」になったと推察するが、これまで検討委員会では絶えず「軍事研究」という用語が使用されてきていること、そもそも1950年、1967年の2回の声明は「軍事研究をしない」声明であり、これから出発した議論であるから、「軍事的安全保障研究」と言い換えることは許されない。

さらに、対象となる名宛人が「防衛省関係者、民間企業研究者」への配慮からか、「大学等の研究者」（以下、大学人等と略す）に限定された。「安全保障技術研究推進制度」が大学人等に向けられたのに対応したものといえるが、国策の遂行を業務とする見方が増えている公的研究機関や企業利益から逃れられない民間研究機関の研究者たちを省みない議論であってはならず、広範な研究者の意見を聴取することが不可欠と考える。

大学人等と限定したにも関わらず、随所に「科学者コミュニティ」「科学者」が混在している。「科学者コミュニティ」、「科学者」の用語を用いる意図とその意味内容は何かを明示すべきである。日本学術会議が『科学者の行動規範』で定義した「科学者」をここではなぜ使用しないのか明らかにすべきである。

1950年、1967年の声明を堅持するという姿勢だけを表明しておけば、「状況が変わった」ので、「科学者」を大学人等と限定し、軍事研究を安全保障技術研究と読みかえればよいとするのだろうか。こうした「現状にあった」対応を行い、安全保障技術研究推進制度に参加

できるようにしよう、というのだろうか。「状況が変わった」ことを歴史的・学術的に検討も加えず暗々裏に認めれば、このような読み替えにつながることを危惧する。「状況の変化」は阿部首相が好んで使っているが、日本学術会議は科学的に「状況の変化」を検討すべきであり、それをせずに、鸚鵡返しのような大西会長の「状況の変化」で議論を済ますことはできない。

以下「まとめ」（改訂版）に即して意見および要請を述べる。番号等は改訂版に付してあるものにしたがった。

1. 科学者コミュニティの独立性

②の「誓った。学術会議の『存在理由』にかかわる。」が「独立性を確立することを目指した」に変更され、「誓った」が「目指す」に変更された。歴史事実をどう評価するかであるが、1950年の声明は「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。」と書かれている。当時の状況を読み解けば、「とりきたった態度」には「独立性を確立すること」が含意されているといえるが、「目指した」わけではなく「誓った」のである。かつての声明をなしくずし的に扱ってはならない。

また、「社会への貢献を行うことを目指す」が「社会からの負託に応える」に変更されている。「社会からの負託」は「その時々々の社会の負託」ともなり、独立性を危うくする表現である。したがって、「人類社会への貢献」とすべきである。これは『科学者の行動規範（改訂版）』にもみられる「人類の健康と福祉、社会の安全と安寧」にも通じる表現である。健康と福祉には「人類」がつくが、社会の安全と安寧には「人類」がつけられていず、特定の社会を指すこととなっている。時の政権・社会の負託にこたえる偏狭な科学ではなく、人類の未来のために貢献する科学であることを明示すべきである。

⑥「日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。」の冒頭の「科学者を代表する」が削除されている。「主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討する」として、対象を大学人等に絞る関係上、「科学者を代表する」という文言が外されたのであろうが、これでは、公的研究機関の研究者、民間研究機関の研究者は除外となってしまう。国策の業務遂行、社命による業務遂行の掛け声にさらされている公的研究機関、民間研究機関の研究者たちを考慮にいれないとするなら、大学人のひとりよがりとのそしりを免れまい。それに日本学術会議は科学者の定義に対してダブルスタンダードをとることになってしまう。

2. 学問の自由と軍事的安全保障研究

①の項目は改定前には2番目の項目であった。それを1番目にもってきたのは、学問の自由を強調したものとなり、歓迎したい。ただし、「学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由であり」と「学問の自由」を限定的に説明しているが、いうまでもなく学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由、大学の自治も含まれる憲法19条、

23条のことを看過してはならず、広範な意味でとらえてはじめて担保されるものである。

②の研究の適切性については、「学問の自由」の趣旨から個々の研究者に全面的にゆだねられるべきとの議論があるが」を削除したことは評価できる。研究の自由を振りかざして軍事研究をする自由は研究者個人の問題だとする議論を退けたものとしておおいに評価したい。

③の「人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。」、人権を挿入し、「自己規律は…学問の自由に反することはない」を削除し「科学者コミュニティの責務」と明言した点はおおいに評価したい。

3. 民生的研究と軍事的安全保障研究

①は「民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。」となっているだけだが、「科学技術につきまとう問題」と記述すれば済む問題ではない。それではどうすべきなのかであって、例えば、「資金源がどこから来ているのか、何に使われるのかなどで線を引き努力が必要」と整理すべきである。

⑥は「民生的研究から軍事的安全保障研究への転用(スピノン)が近年期待されるようになっているが、学術研究にとって重要なのは、民生的分野自体における基礎研究の充実である。」としており、民生部門の基礎研究の充実を明言したことは評価したい。

旧⑦「情報技術分野のように、民生と軍事との区分が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。」という項目が削除された。日本の軍事技術能力の向上のベクトルはまさに情報技術分野のサイバー空間、宇宙空間での民間の最先端技術の利活用に向けられている。この分野に防衛省が軍事研究推進のイニシアティブを発揮して参入することが防衛省にとってもっとも効率的なのである。この部分は削除するのではなくて情報技術分野への進入を許さないとすべきである。

⑧「科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。」 「2の学問の自由と軍事研究」の⑦を移動したもので、研究の入口管理を明言したことは適切といえる。

4. 安全保障と軍事的安全保障研究

①「(こうした事項について日本学術会議として意思決定しなければ、軍事的安全保障研究のあり方について議論できない、との意見もあり)」

憲法学者の圧倒的多数が違憲と断じた解釈改憲、安全保障法は法律学の分野では結論が出ている問題で、政治的事項ではない。両論併記は避けるべきである。

②の「(自衛権を認めるなら大学等における軍事的安全保障研究もいちがいに否定できないのではないかと、との意見もあり)」

自衛権を認めることと、軍事研究を認めることとは問題の性格が全く異なっている。「いちがいに」などとあいまいな表現で両者を関係付けようとするレトリックは許されない。

- ④「防衛も攻撃も、武器等の破壊的手段によって行われる点では同じであり、両者の違いは行為の目的の違いによる(防衛用の銃の技術と攻撃用の銃の技術を区別できるわけではない)。技術が利用された段階で目的が確定され、行為の性格が定まる。」

軍事研究か民生用研究かは区別が困難な場合が多い。そのために研究の出口での管理は困難。したがって、入口で目的や行為の性格を見極めることが求められ、入口すなわち、軍事関係からの資金を受け取らないことが必要なのである。この部分は削除せず、掲載すべきである。

- 旧⑤「今問われているのは、従来は軍事研究を抑制してきた大学等の研究機関が、新たに軍事研究に関与すべきかどうかである。そのことの是非は、学術全体に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。」

この項目は全面削除となっている。「今問われているのは大学等の研究機関」と限定するのは異論があるが、「学術全体に及ぼす影響を総合的に検討」し、判断されるべきという至極当然の内容なのだがなぜ削除したのかを問いたい。学術全体に及ぼす影響についての検討が尽くされていないのなら、なお、検討を尽くすべきである。

- ⑤の「自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の疑念もある。」としているが、安全保障貿易管理に関わって、すでにリスト規制、キャッチオール規制などで、ホワイト国以外からの留学生や若手研究者にはさまざまな規制がかけられており、その弊害も少なくない。また、産学共同で走っているプログラムでは知財の問題がからみ、自由な討論さえ控えなければならない場面や就職活動とも連動している実態があり、疑念ではなく検討する材料は多く、そのような問題が検討されていないことに問題がある。

5. 研究の公開性

- ①「学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有されることが重要である。」

「必要である」あるから「重要である」に変えた理由はなにかを問いたい。このように気づきにくい細かいところでトーンダウンしている箇所が多いのは問題である。もとに戻すべきである。

- ②「軍事的安全保障研究が企業等を経由した産学共同の形で進めば、研究の透明性が低下する懸念もある。しかし、企業等と連携する産学共同の場合と、公権力を有する政府が直接に関係する軍事的安全保障研究とでは、研究の過程および研究後の成果利用につき、研究者が受ける制約の程度が大きく異なる。」という部分が新たに挿入された。産学共同と軍学共同の違いについて論じた重要な箇所であるが、実情を把握している研究者たちからの検討が不可欠で、討論の続行および広く研究者への意見聴取を要請する。

また、「産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多い点で、秘密性が重視される軍事的安全保障研究とは、公開性に関して差異がある。」とあるが、軍需産業には機密が嫁せられているので、知財の制約ばかりとは限らない。この点の検討はなされていない。制約の程度は不明であり、さらなる検討を要請する。

- ③ 「研究成果の海外での軍事的応用を防ぐため、輸出管理規制等が行われる。」

軍事研究ではなくても先に指摘したように、キャッチオール規制、リスト規制等があり、ホワイト国以外の国には障壁が設けられている。また研究成果だけが対象ではなく、用いる研究資材・装置、ソフト等何百、何千もの規制対象があり、自由な研究・教育に大きな支障がおきることもある。こうした状況を反映した議論を広く求めたい。

- ④ 「自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。」

軍事研究ではなくても上に指摘したようにキャッチオール規制、リスト規制等がありホワイト国以外の国からの研究者、留学生たちに対しては、研究施設内に立ち入り禁止エリアなどが存在している。こうした実情が教育や研究にどのような問題を投げかけているか、「懸念もある」ではなく、実情を把握する義務がある。

6. 科学者コミュニティの自己規律

- ① 科学者コミュニティの定義およびここで使用されている「科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割も大きい。」とある「科学者」の内容はいかなるものか、明記すべきである。

- ② 「わが国では原子力の軍事利用にかかわる研究は、『非核三原則』や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。」とあるが、非核三原則ではなくて原子力三原則ではないか？このあとに「や法律に加えて」の意味が不明である。

- ③ 「目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。」機関を設けることを勧告するくらいの取り組みが求められるので制度を機関に戻すべきである。

- ④ 「それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」

これまでも議論してきたことであるが、まずは学術会議が軍事研究は行わないとする総合的な規範をつくることが先決である。学協会（「日本学術会議協力学術研究団体」）によっては軍事研究に親近性のあるところもあることに留意すべきである。また、大学は日本学術会議が検討をはじめたこともあり、検討委員会の結論待ちのところも出てきており、大学や研究機関にも軍事研究に反対するガイドラインの確立を求めるべきで、そのためにも、継続的な広い討議の場所が求められる。

7. 研究資金のあり方

- ② 「しかし、一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の

健全な発展を妨げるおそれがある。」

この観点是不可欠で、削除や修正等のないようにしてもらいたい。

- ③「国立大学の運営費交付金の増額に加え、科学研究費補助金などの」が削除されてしまっているが、「大学等の予算拡充、民生的研究資金の拡充」をぜひ加えるべきである。

以上

(連絡先) 日本科学者会議

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15

御茶ノ水 HY ビル (茶州ビル) 9階

Tel.03-3812-1472 Fax03-3813-2363